

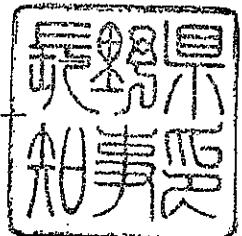


5 こ家児第 334 号

令和 6 年 (2024 年) 1 月 18 日

長野県社会福祉審議会委員長 様

長野県知事 阿部 守一



### 長野県社会的養育推進計画の見直しについて(諮問)

令和 2 年 6 月に策定した「長野県社会的養育推進計画」につきましては、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度としているところですが、前期計画の最終年度である令和 6 年度に評価指標等の進捗状況についての総合的な検証・評価を行い、必要に応じて評価指標における目標値を含む計画内容の見直しを行うこととしています。

令和 4 年 2 月の「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」において、「社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図ること等が求められているとともに、令和 4 年 6 月に改正された児童福祉法において、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととされたことから、令和 6 年度に社会的養育推進計画の見直しが必要となります。

つきましては、社会福祉法第 7 条第 2 項及び第 12 条、並びに長野県社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の規定により、「長野県社会的養育推進計画」の見直しに係る、貴審議会の意見を求めます。